

徳島県告示第百九十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定により、令和二年度において徳島県の締結する契約のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるもの（県有庁舎等の維持管理業務、建設工事及び建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等に係るものを除く。以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について、次のとおり定めた。

令和二年四月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 資格

特定調達契約に係る入札に参加する資格（以下「資格」という。）を有する者は、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号。以下「審査要綱」という。）第四条第一項の規定による審査により資格を有すると認められた者とする。

二 資格審査の申請の時期及び方法

資格審査の申請の時期は、随時とし、資格審査の申請の方法は、審査要綱第三条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 1 審査要綱第三条に規定する申請書（以下「申請書」という。）及び同条第一号の経歴書の作成に用いる言語は、日本語とする。なお、その他の申請書に添付する書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- 2 申請書及び申請書に添付する書類（以下「申請書等」という。）の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- 3 外国人又は外国人法人にあつては、審査要綱第三条第二号及び第四号から第八号までに掲げる書類に代えて知事が適当と認める書類の提出を求めることがある。
- 4 申請書等の提出は、記載内容を説明できる者が持参して行うものとする。
- 5 申請書等の提出先は、次のとおりとする。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二 六三）

三 資格に関する文書を手入するための手段

資格に関する文書を手入するための手段は、1の場所において配付されるもの又は2の場所において掲載されるものを入手することとする。

- 1 徳島県の庁舎における配付場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二 六三）

- 2 徳島県のホームページにおける掲載場所

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kensei/oho/soshi/ki/kei/ei/senryakubu/kanzai>

ka/

四 資格審査の結果の通知

資格審査の結果の通知は、審査要綱第五条及び徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第二条第四項に定めるところにより行う。

五 資格の有効期間

資格の有効期間は、この告示の現に資格を有する者及び申請書を提出し審査を受けてこの告示の日から令和二年九月三十日までの間に資格を有することとなる者については、同日までとし、同年十月一日以降に資格を有することとなる者については、当該資格を有すると認められた日から令和五年九月三十日までの間とする。

六 資格の有効期間の更新手続

資格の有効期間の更新手続は、審査要綱第三条に定めるもののほか、二の1から5までに定めるとおりとする。

七 その他

資格審査の申請に係る変更届等については、審査要綱に定めるところによる。